

## 通称外ナンバー

J J 1 S X A / 池

濃いブルーの地に「外」そして番号、車両に付く通称「青ナンバー」や「外ナンバー」、外務省が日本にある各国の大使館が所有するクルマに対して発行した自動車登録番号票である、外交官が使用し、原則、治外法権の拡大解釈で道路交通法の適用はされないことが多いという。

外交官が治外法権とされるのは、「ウィーン条約」によるものだ、「ウィーン条約」の29条は、「外交官の身体は、不可侵とする。外交官は、いかなる方法によっても抑留し又は拘禁することができない。接受国は、相応な敬意をもつて外交官を待遇し、かつ、外交官の身体、自由又は尊厳に対するいかなる侵害をも防止するためすべての適当な措置を執らなければならない。」となっているし、また、31条は、「外交官は、接受国の刑事裁判権からの免除を享有する。外交官は、また、次の訴訟の場合を除くほか、民事裁判権及び行政裁判権からの免除を享有する。」となっている。（一部例外ありということだ）

このほか、「外ナンバー」に類するものに「領ナンバー」がある。こちらは青ナンバーではなく白ナンバーに「領1101」などと番号が振られており、領事館で使うために登録されたクルマにつけられるナンバーである。

大使館が主に外交のために存在するのに対して、領事館は日本にいる自国民のための諸手続きを行う施設となる、「外ナンバー」は車検も対象外、つまり、自賠責保険にも入らなくてよいということになる。

万が一、一般市民相手に事故が起こったらどうなるのだろうか？

以前は、泣き寝入りになるケースがほとんどだったが、現在は、外務省が各大使館に「外ナンバー」を発行する際、任意保険への加入が条件となっている。

1：アフガニスタン、4：オーストラリア、21：デンマーク、27：フランス、29：ドイツ、36：ホンジュラス、48：韓国、79：ロシア、81：イギリス、82：アメリカ、（83・84・87もアメリカ）、91：中国など。

なお、領ナンバーは、数字が別体系となるので以上の国番号は適用されない。

